

## 船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、関東中学校体育大会（関東中学校体育連盟及び開催される都県の教育委員会が主催するものをいう。）（以下「関東大会」という。）又は日本中学校体育連盟が主催する全国中学校選抜体育大会（以下「全国大会」という。）に参加した生徒が在籍する船橋市立中学校の校長に対して、関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則に定めがあるものを除くほか、この要綱に基づき補助金を交付することにより、学校体育の振興及び向上を図ることを目的とする。

### (交付の条件)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、関東大会又は全国大会に参加した生徒が在籍する学校の校長とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表（1）左欄に掲げる補助対象経費に対し、同表右欄に掲げる算定方法に基づき算定した額とする。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする校長は、船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金交付申請書（第1号様式）に経費内訳書（第2号様式）及び参加した関東大会又は全国大会の実施要項の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

### (交付可否の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及び補助金の額を決定し、その旨を船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金交付可否決定通知書（第3号様式）により、当該申請をした校長に通知する。

### (実績報告)

第6条 校長は、補助事業が完了したときはその完了した日から起算し20日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金実績報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合の補助金等については、前項の報告は要しないものとする。

### (額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた時は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金確定通知書（第5号様式）により校長に通知する。

### (交付の時期)

第8条 補助金は、補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

2 校長は、前項ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金交付請求書（第6号様式）により、市長に請求しなければならない。

### (交付決定の取消し等)

第9条 偽りその他不正の手段により補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた校長があるときは、市長は、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 4年12月1日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月1日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月1日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月1日一部改正する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月1日一部改正する。

附 則

この要綱は、令和5年 4月1日一部改正する。

別表(1)

補助対象経費		補助金の額
交通費	(1) 選手又はマネージャーとして登録を義務付けられた児童が第1条に規定する大会に参加するにあたり、大会会場までの交通機関の往復運賃とする。(学生割引、団体割引、その他割引制度が利用できる場合は割引後の運賃とする。) (宿泊を伴う場合においては、宿泊先と会場までの運賃を含む。)とする。 (2) 片道100キロメートル以上で特別急行列車を利用したときは、その乗車に要した特別急行料金を含むものとする。 (3) 利用機関や行程、人数等を考慮し、可能な限り団体割引を利用する。 (4) 割引運賃で航空機を利用したときは、その割引運賃の額とする。	左記の補助対象経費について最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により算出される額から関係団体からの補助金及び寄附金等の額を控除した額。なお、学生割引、団体割引、その他割引後の運賃をもとに算出するものとする。
宿泊費	(1) 1泊14, 200円を限度とし、大会要項に定められた額とする。 (2) 宿泊日数は、大会要項に定められた日数を限度とする。ただし、遠距離等やむを得ないと認められるときは、前後1泊ずつ増やすことができる。	左記の補助対象費の実額
大会参加費	大会要項に定められた額	

<第1号様式>

船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長

あて

学校所在地

学 校 名

校 長 名

船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金の交付を船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金要綱第4条のとおり受けたいので、次のとおり申請します。

大会名			
大会期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )		
会 場			
参加のべ人数	人	参加人数	人
交付申請額	円		

申請なし ( )

※申請なしの学校も、( )に○を記入し提出願います。



第3号様式

船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金交付可否決定通知書

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付で交付申請のあった船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金について、船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金交付要綱第5条により下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 交付する。

交付決定額 円

※千葉県小中学校体育連盟による

全国中学校競技大会派遣事業費補助金額 \_\_\_\_\_ 円

2. 交付しない。

理由

以上

船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長

あて

学校所在地

学 校 名

校 長 名

船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣補助金交付要綱第6条の規定により、補助事業等の実施状況を下記のとおり報告します。

記

大 会 名	
対 象 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
会 場	
交付決定額	円
既交付額	円
補助対象経費精算額	円
添付書類	

以上

船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金確定通知書

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付で実績報告のあった船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金について、船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金交付要綱第7条により下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付決定額

決定額 円

2 交付確定額

確定額 円

※千葉県小中学校体育連盟による

全国中学校競技大会派遣事業費補助金額\_\_\_\_\_円

以上

第6号様式

船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長

あて

学校所在地

学 校 名

校 長 名

年 月 日付けで交付決定のあった船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金を船橋市関東・全国中学校体育大会選手派遣費補助金交付要綱第8条第2項により下記のとおり請求します。

記

請求額

円

以上